

事 務 連 絡
令和7年4月吉日

保護者各位

岸和田市教育委員会

学校感染症にかかる意見書の取り扱いの変更について（お知らせ）

平素は、学校園の教育活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

お子様が感染症にり患し、療養期間を経て登校を再開する際の手続きについて、変更がありますのでお知らせいたします。これまでは、医師が証明した意見書をご提出いただいておりますが、保護者のみなさまや医療機関への負担を軽減するため、令和7年4月からは意見書の提出を廃止し、新たに報告書（療養報告書）の記入及び提出を保護者の方にお問い合わせすることとなりました。

なお、療養報告書の提出が必要な感染症は、下記のとおりです（意見書と同じです）。医療機関で感染症の診断を受けた場合は、各学校園へ報告のうえ療養報告書の用紙をお受け取りください。（お受け取り方法は各学校園にご確認ください。）岸和田市教育委員会のホームページにも療養報告書を掲載しておりますので、ダウンロードしていただくことも可能です。

療養報告書には、登校の目安(条件)を記載させていただいております。条件を満たしている場合は登校が可能ですが、医師の指示に従い、十分な療養をお願いいたします。また、近年、年間を通じて様々な感染症が流行しております。発熱しているなどお子様の様子が普段と違うときは、無理をせずに自宅で療養し、必要に応じて医療機関を受診するようお願い申し上げます。

記

【療養報告書の提出が必要な感染症】

インフルエンザ、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三日はしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、新型コロナウイルス感染症、結核、腸管出血性大腸菌感染症(0-157等)、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RSウイルス感染症、アデノウイルス感染症

【連絡先】

岸和田市教育委員会
教育総務部総務課 保健担当
TEL 072-423-9638